

潘佩珠の國外退去をめぐって

——在日ベトナム人東遊運動の終焉(I)

白石 昌也

はじめに

- 一 東遊運動彈壓のきっかけ
- 二 潘佩珠の所在確認をめぐって
- 三 『海外血書』をめぐって
- 四 潘佩珠の國外退去をめぐって
- 五 潘佩珠たちの回想録と日佛當局の資料
おわりに

はじめに

本稿は東遊運動<sup>ドンズー
ファンボイヤウ</sup> (Phong Trào Đông Du, 1905—1909) の最終局面に關する筆者の検討作業の一環を構成する。⁽¹⁾

潘佩珠 (Phan Bội Châu, 1867—1940) は、言うまでもなく東遊運動の指導者である。彼が日本を退去するに至った経緯は、東遊運動の歴史を通観するためにも、また彼の對日觀の變化を採るためにも、さらには廣く日本とベトナムの交渉の歴史を振り返るためにも、看過し得ぬ問題である。しかるにこの問題について從來の研究の大半は、潘佩珠の回想録における記述のみに依據し、他資料の發掘を心掛けてこなかった。⁽²⁾ さらにはその間の潘佩珠と日本との關係、あるいは潘佩

珠たちが在日ベトナム人をめぐっての日佛兩當局の交渉などに關しても、周到な検討がなされてきたとは言ひ難い。

そこで本稿においては、潘佩珠およびその他のベトナム人の回想録を日佛雙方の文書と照合しつつ、事實關係を具體的に跡づけるとともに、日佛兩當局の對應および潘佩珠の態度に關して、検討を加えることとしたい。

潘佩珠の日本からの退去に至る経緯に關して、本稿において検討すべき主要なことがらは、第一に、フランス當局がどのようにして潘佩珠の日本滞在を察知するに至ったのか、第二に、フランスはどのような形で何を日本政府に要請したのか、第三に、日本當局はどのような措置を取ったのか、第四に、潘佩珠はそれに對してどのような態度を示したのか、の四點である。その他に附隨的なことがらとして、潘佩珠以外の在日ベトナム人や彼らを直間接に援助していた日本人たちの對應に關しても、折に觸れて紹介することとしたい。

一 東遊運動彈壓のきつかけ

佛印當局が在日ベトナム人に關しての未確認情報を入手したのは、現存のフランス側文書を見る限り、一九〇六年の半に溯る。⁽⁴⁾しかし佛印當局が當初注目していたのは、もっぱら王族彊樞のみであつて、潘佩珠^{潘佩珠}については着目していなかつた。フランス側の文書に潘佩珠の名前が登場するのは、一九〇八年になつてからのことであつた。⁽⁶⁾

この間に在日フランス大使館は、佛印當局からの再三の通報や督促に促される形で、一九〇七年四月一日、日本外務省に對して、ベトナム人反佛活動の據點が日本に存在するとの情報を口頭で傳達し、調査協力を要請した。しかしながら日本側はこれに對して、警察當局の嚴重な調査の結果、彊樞を初めとして不穩な反佛活動分子の日本滞在の形跡は見當らないと回答、またフランス大使館の獨自の調査によつても、彼らの所在を確認できなかった。⁽⁷⁾

ところが一九〇八年になるとベトナム國內において、三月より中圻抗稅運動、六月にハノイ投毒事件が生じた。⁽⁸⁾フランス人は、これらの「騷擾事件」の背後に日本の野心や陰謀が存在しているのではないのかとの懸念を、強く抱くに至つ

(9) た。そのような状況のところ、一九〇八年一〇月、日本よりベトナムに歸國した學生の逮捕をきっかけとして、コーチナにおいて東遊運動の國內支援者たちが一齊に檢擧される事件が生じた。この事件は、その逮捕者の内の主要人物陳政煥チヤンサウ (Trần Chánh Chiếu, ?—1913) のフランス名を取って「ジルベール・シエウ事件」(Affaire Gilbert Chieu) と通稱される(10)。この事件を契機として、フランス當局は本格的な家宅捜査や逮捕者の取調べを開始し、東遊運動に關する具體的な情報や證據物件を入手することとなった(11)。

そうしてここから、フランス當局による東遊運動の取締りが始まり、ついには東遊運動が瓦解するに至ったのである。

その間の経緯について、潘佩珠の「獄中記」や張樞、陳重克チヤングンクックの回想録は、一九〇八年の國內における革命運動の高揚(抗稅運動や投毒事件)に對して、フランス當局がこれを在日ベトナム革命分子の宣傳と活動の結果であると憂慮し、あらゆる手段を用いて對處せんとした、と述懐している。また潘佩珠の『年表』⁽¹³⁾は、上述「ジルベール・シエウ事件」の發端となったサイゴンでの連絡要員逮捕について詳述した後、これをきっかけとしてフランス當局が、東遊運動の實態を把握することになった、と述懐している。

そうしてさらに、東遊運動に對するフランスの彈壓に關して、潘佩珠の「獄中記」は概略次のように述べている。⁽¹⁴⁾——
戊申(一九〇八年)己酉(九年)フランス政府は賣國奴や密偵を用いて、國內から「日本へ」の金錢書信の送付の道を悉く摘發するとともに、また「在日學生の」父兄親族を逮捕した。フランスの政策は、我々の糧道を絶ち後援の道をふさぐことにあった。また同時にフランスは、日佛協約の關係上、日本政府に交渉して、我が黨の首魁引き渡しと留日學生團の解散を要求した。わが學生團は、このような經濟絶と外交窮の二災厄に遭つて、ついに解散した。——

つまり「獄中記」によれば、フランスによる東遊運動の彈壓は、ベトナム國內における父兄の逮捕や資金源の涸渇(經濟絶)と日本政府に對する働きかけ(外交窮)の二側面から行なわれたこととなる。

この内第一の「經濟絶」に關しては、日佛雙方の文書やベトナム人の回想録の記述から、その内容が推測できる。⁽¹⁵⁾ そう

して、在日ベトナム人（その數はベトナム人の回想によれば約二百⁽¹⁶⁾）日本の官憲當局の調査によれば約百⁽¹⁷⁾の大半は、國內からの送金の杜絶や國許父兄の逮捕の報に動搖して、一九〇八年末までに、自發的に歸國する途を選んだ⁽¹⁸⁾。ただし、ベトナム國內でのこのような取締りが功を奏して、在日ベトナム人の大量歸國を惹起する結果に至ったことを、佛印當局が實際に確認し得たのは、一九〇九年二月頃のことであつた⁽¹⁹⁾。

この間に佛印當局は、一九〇八年一月以來在日フランス大使館に對して、「ジルベール・シエウ事件」で明らかとなつた新事實を再三通報、ついにはフランス大使館に對して、在日ベトナム人の喚問を要求するための「共助依頼」を送付した。治外法權を持たない大使館は、直接喚問を実施する代りに、一九〇九年一月日本政府への調査協力を依頼した⁽²⁰⁾。ここに潘佩珠の言う「外交窮」が始まることとなる。

そうして日本側の調査によつて判明したところによれば、在日ベトナム人の大半は既に一九〇八年末までに離日しており、なお日本に残留している者はごく少數の人々に限られていた、ということになる（本稿第二節參照）。つまりフランス側の通報を受けて、日本當局が在日ベトナム人の監視などに乗り出した時には、既に大半の學生が離日した後のことであつた。このことは、「外交窮」の對象とされたのが、結局依然日本に残留していた少數のベトナム人たちのみであつたということを、意味している。けだし彼らは、佛印當局によるベトナム國內での彈壓措置（つまり「經濟窮」）にも意を屈せず、なお初志を貫徹せんとする「堅忍不拔」⁽²¹⁾の精銳たちであつた。そのような彼らを取締るためには、フランスとしても日本政府の協力を得る以外に手はなかつたのである。そうしてそのような殘留者の中で、最も重要であつた人物が、潘佩珠（そうして彊樞）であつた。本稿で以下に主として問題とするのは、潘佩珠に對する「外交窮」についてである。

二 潘佩珠の所在確認をめぐる

前節に概述したごとく、佛印當局は、一九〇八年一月の「ジルベール・シエウ事件」をきっかけとして、ベトナム國

内での東遊運動關係者の彈壓を開始した。しかし佛印當局は、それだけの措置では飽き足らず、さらに一二月在日フランス大使館に對して、在日ベトナム人の取調べに關する共助依頼を送付した。⁽²²⁾つまりフランス大使館の協力を得て、在日ベトナム人を直接取締まろうと企圖したのである。

しかし在日フランス大使館は、日本領土における治外法權を有さない以上、そのような司法行爲を実施する權限を持たないと判斷した。⁽²³⁾このため大使館は一九〇九年一月一四日、日本外務省に對して、在日ベトナム人の動靜調査を依頼するとともに、佛印行政、司法當局から齎らされた情報に基づいて覺書を作成し、日本側に提示した。⁽²⁴⁾

日本側ではすでにこれ以前、一九〇八年中半までには、反佛的なベトナム人が實際に日本に滞在している事實を、薄々感附いていたようである。⁽²⁵⁾

そのこともあつたためか、日本側は、フランス大使館からの調査依頼に對して極めて迅速に對處している。すなわち一月一八日には外務省から内務省にこの件が移牒され、⁽²⁶⁾警視廳の調査が開始された。そうしてその調査結果の第一報は、早くも二六日に執筆されている。⁽²⁷⁾さらにそれに續いて第二報が、二月二日附で執筆されている。⁽²⁸⁾

これらの報告の要は、次の通りである。——安南人は一時約百名（その内〔東京〕同文書院在學者約六〇名）が在京していたが、佛國官憲によつて本國の給資者の多くが逮捕されたために、資源が次第に涸渇、昨年（一九〇八年）九月頃より多くが歸國し、目下殘留する者は、當局の調査によつて判明したところでは、僅か二〇名にすぎない。當地における安南人の領袖は潘是漢なる人物であつて、⁽²⁹⁾「フランス側が問題としている」檄文や冊子のごときも彼が作成もしくは配布したものでらしい。ただし彼は安南王族疆樞とは別人であつて、疆樞は在日していないという。また潘是漢は現在、資金に窮乏するとともに病魔にも犯されており、意氣消沈しているという。——

とくに二月二日附報告書は、潘是漢の出版活動について、大要次のごとく述べている。——「フランス側より提示された」冊子『普誥六省文』は、安南より送付された原稿を潘是漢が校正、鄧秉誠なる者が印刷を擔當したという（鄧は昨年中に既

に歸國)。なお潘是漢は客臘「一九〇八年二月」三〇日、『遠海歸鴻』二〇〇部を神田區の關根印刷所にて印刷せしめ、本國に送付した。また近く三四頁の冊子を印刷せんと目下執筆中とのことである。これら印刷物の署名人は潘佩珠となっているので、これより潘是漢がこの潘佩珠と同一人物であると判断される。⁽³²⁾——

つまり日本當局は、在日ベトナム人の領袖潘是漢なる人物が、實は潘佩珠に他ならないという事實を、早くも二月二日には察知していたこととなる。

しかるに日本外務省は、二月八日に小村外相名をもってフランス大使宛に、「其筋」の調査結果を通報した際に「潘是漢」に關して、彊樞とは別人である（しかも彊樞が在日するとのフランス側情報は事實無根である）と強調する一方で、潘是漢について日本官憲當局が既に察知していた重大な事實の幾つかを伏せたままにしている。すなわち外務省はフランス大使宛の覺書の中で、潘是漢の別名として姚成功や范振淹には言及しているものの、肝心の潘佩珠と同一人物に他ならないという事實に關しては、沈黙を保っている。さらに潘是漢の活動に關して、『普誥六省文』の校正者であることには言及しつつも、その他の冊子の著者・印刷注文者である事實は伏せ、ただ彼が「安南留學生ノ扶助監督ノ任」に當っている點のみを強調している。

つまりこの時點で外務省は、潘是漢が反佛宣傳活動の中心人物であり、かつ潘佩珠その人に他ならないという事實を、フランス側に（恐らく故意に）通報しなかったのである。⁽³⁵⁾このために在日フランス大使館は、二月一〇日、本國外相にあてた報告書の中で、在日アンナン學生は目下一七名に減少しており、全員平穩に學業に専念していると報告するとともに、その指導者に關して、次のような判断を示すに至った。——在日學生は一人の指導者（*chef*）の監督下に置かれているが、その人物は *Cuong De* [彊樞] とも *Phan Bôi Châu* [潘佩珠] でもなく、漢字で「潘是漢」と表記されるアンナン人である。なお *Cuong De* の日本滞在に關する情報は、單なる風聞にすぎない。——

つまり潘佩珠の所在に關して、日本側は在日の潘是漢がその人物に該當することを既にその現住所ともども察知してい

たのに對して、フランス大使館側はそのことを知らされぬまま、依然としてその所在を確認できないでいた、ということになる。日本側が潘是漢と潘佩珠の同定の事實をフランス側に通知したのは、潘佩珠の離日後のことであった。そのことについては後述する。

なお一九〇九年二月二五日附のフランス植相のピション (Pichon) 外相宛書簡⁽³⁸⁾は、佛印總督からの最近の電文の内容を紹介し、その中で潘佩珠について、次のように言及している。——日本から最近サイゴンに歸國した青年⁽³⁹⁾たちの言明によれば、彼らの日本での生計と勉學のための費用を管理していたのは、アンナン人革新派^{レフォルミスト}の指導者 (chef de réformistes annamites) Phan Boi Chau [潘佩珠] であつたが、彼はその資金とともに現在姿をくらましていて、という。また彼ら歸國青年の確認するところによれば、東京には一人のアンナン王族がおり、青年たちは一年間の日本滞在⁽⁴¹⁾中に、彼の訪問を二度にわたって受けたという⁽⁴²⁾。つまり佛印當局も當時、潘佩珠の所在に關して確認できないでいたということとなる。

三 『海外血書』をめぐって

一九〇九年二月二〇日、平田内相は次のような文書を小村外相に宛てて送付した。⁽⁴³⁾

安南人ノ出版物ニ關スル件

一 海外血書 壹冊

發行者 東京市神田區西小川町二丁目九番地常陽館止宿 安南人 潘佩珠

右ハ東京市神田區表神保町十番地關根石板印刷所ニ依頼シ五百五十部ヲ印刷セシメタルモノニシテ、同印刷所ニ於テハ、明二十一日朝發行者ニ引渡スヘキ筈。而シテ該出版物ハ、安南地方ヘ發送スル由ニ有之候條、現本相添此段及回報候也。

この文書とともに『海外血書』の原本と、警視廳の手になる假邦譯文も外務省側に送付されている。⁽⁴⁴⁾

この『海外血書』は、次に見るごとく、日本の當局者によつて過激文書と斷定された。外務省はこの件をフランス大使館側に通報（ただし印刷發注者などの具體的氏名は、この時點ではまだ伏せたままであつたものと思われる。これについては後述）するとともに、官憲當局を通じて、同冊子の著者兼發行者潘佩珠にその冊子の本國發送を思い止まるよう説得、さらには殘留ベトナム人全體に對して嚴重な警告を與えることとなつた。

この間の経緯に關して、日佛雙方の文書は、ほぼ同一の報告を残している。まず三月三日附の小村外相發栗野駐佛大使宛書簡は、概要次のように述べている。⁽⁴⁵⁾——去月〔二月〕廿三日の前便⁽⁴⁶⁾送付に引き續いて、その後安南國人中潘佩珠（前便に言及せる潘是漢と同一人）なる者が、海外血書と稱する小冊子（邦譯文別添）を出版し、本國に發送せんとする事實を發見した。しかし「現行法規上何共之ヲ處分スルノ途無之候ニ付」、右の事實を在本邦佛國大使に一應通知するとともに、他方においては當人〔潘佩珠〕をして右冊子の發送を思い止まらしむる様、説得方取計らわしめた。また同時に安南學生一統に對しては、其筋を経て次のごとく警告した。「本邦ニ於テ今後革命的印刷物ノ出版ヲ行フカ如キハ不都合ノ次第ニ付、若シ彼等ニシテ萬一此様ノ行動ヲナスニ於テハ嚴重ナル處置ヲ執ル」。——

小村外相は、以上の情報を含め、⁽⁴⁷⁾栗野大使から佛外相に傳達すべきことを訓令している。この訓令を受けた栗野大使は、四月二三日附のピション外相宛書簡⁽⁴⁸⁾（Pro Memoria）の中で、上記の件をそのままフランス側に傳達している。ただしその中で一點相違しているのは、三月三日附小村外相からの栗野大使宛書簡には潘是漢と潘佩珠の同一人たることが明記されていたのに對して、栗野大使のピション外相宛書簡においては、依然として潘是漢の名前のみが引用されており、潘佩珠との同定に關しては言及されていないことである。

他方二月二七日附ジェラル（Gerald）駐日大使のピション（Pichon）外相宛書簡⁽⁴⁹⁾は、次のように報告している。——小村外相は今月〔二月〕二二日、警視廳の入手した石版刷小冊子一冊を、私に届けさせた。「中略」その後小村外相が「日本

外務省」政務局長を介して通知してきたところによれば、上述の冊子は五五〇部刷られたと言う。この冊子に對する處置に關しては、奥附に非賣品とあるので、日本の法規上これを押收することはできない。しかしながら石版印刷業者との連絡にあたっているアンナン人は、この冊子をアンナン、中國、もしくはその他の外國に發送しないと約束したと言う。またさらに「日本」官憲當局は、「日本」内務省の指示に基づき、殘留アンナン人に對して嚴重な警告を與え、日本帝國政府は、在留外國人が彼ら自身の政府に敵對する宣傳活動を、日本の領土で行なうことを、決して黙認しないであろうと通告した。さらにその後今月「二月」二六日小村外相は、口頭で私「ジェラルル大使」に次のごとく言明した。「以上の警告が充分ではなく、あるいはまたこの警告にもかかわらず、彼ら「アンナン」が日本の善意を惡用し続けようとする場合に備えて、「日本」帝國政府としても、決定的な處置を執る權利を保留している」と。――

日本當局の對應に關する日佛雙方の文書の記述は、潘是漢と潘佩珠の同定問題を別とすれば、全く整合的である。ちなみに同上ジェラルル大使書簡において、『海外血書』の著者潘佩珠に關して、次のような認識が示されている。――同冊子（『海外血書』）の著者は、その奥付によれば Phan Boi Chau（潘佩珠）⁽⁵⁰⁾であるが、彼は、インドシナからの情報によれば、Cuong De（強樞）の主要な助言者とされている人物である。⁽⁵¹⁾なお日本の警察は、Phan Boi Chauの日本における足跡を把握していない。他方同冊子の淨書者とされる Phan Ba Ngoc⁽⁵²⁾に關しては、日本官憲の作成した在日アンナン人學生リストの中に、その名前が見出される。ただし彼は、現在既に離日している模様である。私はこの冊子の分析を、大使館の翻譯官 Pomarchand 氏に命じた。その調査結果および東京警視廳からの情報を總合すると、Cuong De と Phan Boi Chau が東京に存在して活動に従事していると考えられるよりも、むしろ警視廳の以前の報告（その内容に關しては今月一日の「ジェラルル大使からのビジョン外相宛」⁽⁵⁴⁾往信に添附）に指摘されていたごとく、日本で印刷もしくは石版刷りされた冊子は、もともとその原稿がアンナンから送付されたものと思われ、また在日學生に對して工作している煽動者や勧誘者は、香港、中國、もしくはアンナンにいるものと考えられる。――

この報告では、依然として潘佩珠（や彊樞）が日本以外の場所に在住するとみなされ、潘是漢との同定については全く言及されていない。しかもさらに注目すべきことは、このジェラル大使報告には、潘是漢についてその名前すら言及されていないことである。最初に引用した段落においては、「石版印刷業者との連絡にあたっているアンナン人」とのみ記されており、そのアンナン人の名前（潘是漢）が明示されていない。このことより推察するに、日本側は『海外血書』の一件に關して、二月の時點でフランス大使館側に通報するにあたり、同冊子の印刷發注者が潘是漢である事實をすら割愛していた可能性が強い。この問題に關しては、また後に觸れることとしたい（なお前述のごとく、駐佛栗野大使がビシヨン外相に對して、印刷發注者が、潘是漢であることを明示したのは、二カ月後の四月三日のことであつた）。

さて以上の日佛雙方の文書の記述から、日本當局は、在日ベトナム人に一連の説得ないしは警告の措置を取つたことが判明するのであるが、このような措置は、日本政府が獨自の判斷で取つたのであろうか、それともフランス大使館側からのなんらかの要請に基づくものであつたのであろうか。

この點を推測する手掛りは、日本側外務省の日附不明の部内覺書「在京安南人動靜取調之件」に窺われる。その覺書によれば、二月二三日石井外務次官は佛國大使館クージュ參事官に對して、次のごとく傳えた。「昨日ゼラル氏（駐日大使）ト面談ノ節、全氏ヨリ談話アリタル件ニ關シ、早速（内務省）警備局及警視廳ト協議ノ上、目下東京ニ在ル安南人ヲ警視廳ニ召喚シ、全人等カ學生トシテ滯京スルニ拘ラス、本國ニ送付シテ叛亂ヲ誘起スルノ目的ヲ以テ、革命的冊子ヲ印刷ニ附スルカ如キハ、甚タ不都合ナルニ付、今後若シ此等不穩ノ行動ヲ繼續スルニ於テハ、政府ハ全人等ニ對シ、嚴重ナル處置ヲ執ルヘキ旨ヲ警告スルコトニ取計ヒタリ」（傍點引用者）。

この部内覺書によれば、日本外務省は二月二日、すなわち『海外血書』に關する内務省からの通報（前述）を接受した當日に、早くもフランス大使館側にその内容を（恐らくは潘是漢の名前を除外した形で）傳達していたこととなる。この點は、上掲ジェラル大使の二月二七日附本省宛報告書の記述と合致している。しかしこの部内覺書において注目すべき點

は、引用者（白石）が傍點を附した部分の記述にある。それによれば、日本の官憲當局による殘留ベトナム人全體に對する警告の措置は、フランス大使館側からの要望に基づくものであったということとなる。『海外血書』の發送を思い止まらせるための、（印刷注文者個人に對する）説得工作に關しては、この部外覺書は何も言及していないが、この件についても、日本外務省とフランス大使館の間の事前の話し合いがあったと考えるべきかも知れない。

さて日本側の取った措置に關して、それを直接擔當した内務省、警視廳側の文書は、次のように記している。まず日附不明（ただし文面より推して二月二十四日附）の警視廳の報告書（⁵⁶）を見てみよう。

神田區西小川町二丁目九番地常陽館方

安南人 潘是漢（潘佩珠）

右者今回海外血書ナル危激ノ印刷物ヲ作製シタル件ニ關シ、所轄警察署ハ昨（二月）二十三日、本人ニ對シ、將來スル行爲ナキ様警告ヲ與ヘタルニ、本人ハ其旨ヲ領シ、且曰ハク、我々ハ亡命者ナル一ヨリ、日本國ノ保護ヲ受クルヨリ外途ナキモ、本國ノ情勢ハ實ニ心外ナルニヨリ、今後モ本國人教育ノ爲メ、出版物ヲ發行シ本國ニ發送シタキ希望ナリ、併シ法令ニ背犯スルカ如キコトナキヲ期ス云々。以上。

流石に潘佩珠は、日本の官憲當局に對して全面屈伏していない。今後とも、日本の法令に抵觸しない限り、出版物の發行と本國への送付を繼續する意志を明白にしている。ここに革命家としての彼の意地を見る思いがする。しかし印刷し上がったばかりの『海外血書』に關しては、日本當局の強い勸告によつて、結局その本國への發送を斷念することを餘儀なくされた。なお同上文書より、潘佩珠に對する説得がなされた日附が二三日であったことが判明する。

他方殘留ベトナム人一同に對する召喚警告の處置に關しては、日附不明（ただし文面中の欄外書き込みより推して二月二十四日前後の執筆）の内務省長野書記官の外務省政務局津田書記官宛の書簡が、次のように記している。⁽⁵⁷⁾

先日御來示ノ安南人召喚警告ノ件一付テハ、當時直ニ局長（内務省警備局長？）へ御話附置候間、左様御承知致度シ

（尙議會〔帝國議會？〕ニテ御省次官〔石井外務次官〕ヨリモ御話シアリ、既ニ警視廳ニ於テ處置シタルコト存ス。尙一昨日電話ニテ御答ヘ附シ海外血書部數ニ少シク差誤有之候條、改テ申上候。該冊子ハ、神田西小川町二ノ九常陽館止宿潘佩珠ナル者、神田表神保町十關根石版印刷所ヘ依頼シ〔欄外書込二、二三佛大使ヘ通報濟〕、五百五十部ヲ印刷セシメタルモノニ有之候〔欄外書込二、二五電話ニテ訂正スミ〕。尙潘ヘ又潘是孝^{（イ）}トモ申ス由ニ有之、併テ申上候。

以上の文面中、問題の冊子の部數に差誤があつたとの指摘は、辻褄が合わない。けだし上述二月二〇日附内務省報告でも、既に五五〇部とされていたからである。あるいはそのような文書報告以外に電話で連絡した際に、言い間違えたという事なのかも知れない。

それはさておき、以上の文面は、上述の日附不詳の外務省部内覺書の記述と整合する。それらを総合すれば、二月二二日に在日大使館からの要請を受けた日本外務省は、直ちに内務省警備局長や警視廳と協議し、（潘佩珠本人に對して問題冊子の發送中止を説得する以外に）殘留ベトナム人一同を召喚警告することに決定、その決定を二三日にフランス大使館側に報告したことになる。

ところでこのベトナム人一同に對する召喚警告がなされた日附に關しては、二月二三日以降二六日以前のことであつたと推測される。なぜならば上掲の日附不明の外務省部内資料によれば、石井次官は二三日ク[・]ジェ參事官に對して、日本當局が召喚警告を行なう意向である旨を傳えた一方で、上述二月二七日附ジェラル大使の本省宛報告書によれば、二六日小村外相は、ジェラル大使に對して、官憲當局による召喚警告が既に（二六日までに）行なわれたと言明しているからである。

なお『海外血書』自體は最終的に、日本當局に押收され、後日フランス大使館員立會いの下に焼却處分に附されることとなつたが、それについては次節に言及する。

四 潘佩珠の國外退去をめぐる

一九〇九年三月八日、警視廳は龜井英三郎總監名儀で、次のような報告書を内外兩大臣宛に執筆している。⁽⁵⁸⁾
 安南人退去ノ件

神田區西小川町二丁目九番地常陽館止宿安南人巢南子事潘是漢（潘佩珠）ハ本日〔三月八日〕午后六時三十分新橋發香港ニ向ケ退去セリ 右及内報候也。

なお外交史料館に保管されているこの報告書の欄外には、恐らく外務省係官のものとと思われるペン字の書き込みがある。⁽⁵⁹⁾
 それには「三月十二日午前十時神戸出帆上海香港行信濃丸」とある。これは明らかに、潘佩珠の乗船豫定の汽船名とその出港豫定時間を記したものである。結局潘佩珠は、三月八日午後六時三〇分に新橋驛から汽車で神戸に向かい、一二日午前十時出帆豫定の信濃丸に乗船する計畫であると、日本當局が判斷していたことが、これより判明する。

以上のような報告を警視廳から受けた外務省は、翌九日には、石井菊次郎次官名儀の書簡「安南人潘是漢香港ニ向ケ退去ノ件」を、兵庫縣知事服部一三に送付している。⁽⁶⁰⁾ その内容は、「從來滯京ノ安南人潘是漢（潘佩珠トモ云フ）ナル者、本月十二日神戸出帆香港ニ向フ爲、八日東京ヲ退去」したが、果して豫定通りに出國するか否か、確認してほしい、という依頼であった。

これに對する服部兵庫縣知事の石井外務次官宛の返答は、三月一四日附でなされ、外務省側はこれを翌一五日に接受している。⁽⁶¹⁾ その概要は次の通り。——九日附貴信の趣旨に基づき注意中のところ、今日に至るまで必適する人物が當地に入り込んだ形跡が見當らない。しかるに本月八日横濱出港の汽船信濃丸にて當港〔神戸〕に着き、一二日同船にて香港へ向け出發せる人物、自稱清國廣東人陳師頓（四四歳位）なる者があった。本人の語るところでは、彼は元清國官吏にして退官後保皇會に入り、かつて日本在住の梁啓超が横濱で發行していた新民叢報の記者をしていたけれども、目下無職にし

て、東京市神田區神保町に住んでいたが、今回歸國することにした、とのことであつた。しかるに本人は、廣東省人と稱しながら廣東語を良く話せないし、またその人相は韓國人もしくは安南人の疑いがある。あるいはこの人物が問題の潘は漢であつて、偽名を用いていたのではないかと思われる。今後とも引き續き充分な注意を拂うつもりだが、一應以上の事實を回報する。――

廣東省人を装つて信濃丸に乗船していた人物は、兵庫縣知事報告の推測するごとく、潘佩珠であると斷定して間違ひあるまい。けだし彼がかつて、横濱在住の梁啓超と親しく交わり、兩者の會見記が『新民叢報』に掲載されたりしていたからである。

以上の諸文書より推察すると、次のごとくなる。東京の官憲當局は潘佩珠の新橋驛出發までは確認したものの、その後彼を尾行せず、ただ兵庫縣の當局者にその出國確認を依頼した。ところが本人は日本當局の豫測に相違して、横濱港から信濃丸に直接乗船した。ただし兵庫縣は、横濱港から神戸港に回航した同船の乗客を調査し、潘佩珠と覺しき人物の日本出國を確認した。

兵庫縣知事からの以上のごとき報告を一日に受領した外務省は、その人物を潘佩珠と斷定、一九日には次のような小村外相名儀の報告書を、ジュラル大使宛に執筆している。⁽⁶³⁾以下外交史料館に保管されている邦文の原案を、そのまま引用する。

安南人潘是漢退去並ニ全人刊行冊子ヲ攜帶セサル趣通知ノ件

以書翰致啓上候。陳者豫テ滯京中ノ安南人潘佩珠（又潘是漢ト云フ）ナル者「海外血書」ナル冊子ヲ刊行シタル義ニ關シテハ、曩キニ申進置候次第モ有之候處、全人ハ本月八日ヲ以テ任意ニ當地ヲ去リ、信濃丸ニテ香港ニ向ヒタル趣ニ有之。尙全人ハ出發ノ際、當該官憲ノ注意ニ依リ、前記冊子ノ大部分ハ、之ヲ攜帶セサリシ趣ニ有之候間、右御含迄及御内報候。右申進旁本大臣「小村」ハ茲ニ重テ閣下「ジュラル」ニ向テ敬意ヲ表シ候。敬具。

小村外相はこれと同趣旨の内容を、翌二〇日附で栗野駐佛大使にも通報した。⁽⁶⁴⁾ これを受けた栗野大使は五月三日附で佛文覺書を作成し、ピション外相に提示した。⁽⁶⁵⁾ その中で本件に關しては次のように述べられている。

アンナン人潘佩珠(漢字表記のみ)、すなわち四月二三日附覺書に言及し置いたところの冊子の編者(éditeur)は、三月八日、自發的に(volontairement)日本を離れて香港に向った。彼はその際、「日本」當局の忠告(avertissement des autorités)に従がい、上述冊子の大半を東京に残置せり。

これら日本の外交當局からフランス側のカウンターパートに宛てられた報告書は、次の三點において注目される。第一に、日本側がの中で初めて、潘是漢と潘佩珠の同定の事實を、フランス側に明らかにしたこと、第二に、當該人物の日本退去は、本人の自發的意志(「任意」volontairement)に基づくものである點を強調していること、第三に、同人がその東京出發に際して、日本官憲の「注意」(avertissement)により、『海外血書』の大部分を放棄した事實を、フランス側に通知していること、以上の三點である。

ただしフランス側資料によれば、日本外務省は既にこれ以前に、フランス大使館に次のような通告を行なっていたようである。すなわち三月一八日附ジュラル大使のピション外相宛報告は、次のごとく記している。⁽⁶⁷⁾

石井外務次官は今月一日、私に對して以下のごとく通報せり。Phan thi Han(潘是漢)⁽⁶⁸⁾と名乗る人物は、東京のアンナン人學生の監督者とみなされるが、數日前東京を去って神戸に向かい、そこから香港そうして恐らくはアンナンに赴かんとしている。同人が東京を立ち去る潮時とみなしたのは、恐らく日本官憲から警告(avertissement)を與えられたことによつたものと思われる。「ちなみに」東京において彼の活動は、「官憲當局の」極めて嚴格な監視(surveillance)の對象となつていた。

以上の記述の前半部分は、三月一日の石井次官の通報の内容、後半部分は、それに對するジュラル大使の推測である。ここで注目を惹くのは、日本外務省が上述の三月一・九日附文書連絡以前、既に一日の時点で(恐らくは電話その他の

口頭の手段をもって）、フランス大使館側に、潘是漢の國外退去に關する通報を行なっていた、ということである。一日というのは、潘是漢の東京出發（八日）の三日後、神戸出港（一二日）の一日前のことである。

この一日の石井次官による通告内容を、前述の一九日の小村外相名儀による文書連絡の内容と比較すると、次の三點において相違が認められる。第一に、依然として潘是漢の名前のみが言及されており、潘佩珠との同定問題には觸れられていないこと、第二に、潘是漢の乗船豫定の便船名や出港日程などについての具體的な情報が缺如していること、第三に、『海外血書』の取扱いに關して何も言及されていないこと、以上の三點である。

一日報告におけるこのような相違は、同報告が潘是漢離日の確認（外務省による確認は一日）以前になされたものである事實と、深く關連していると思われる。これについては後述する。

なお上述の一八日附ジュラル報告引用部分の後半は、潘是漢の國外退去が日本當局の警告に基づくものであった、とのフランス大使館側の判断を示したものである。このようなフランス大使館の判断は、日本側外交當局の強調點（潘是漢の退去は、あくまで本人の自發的意志による）と對照的であつて、關心を惹く。この點についても後述することとしたい。

さて三月一九日の小村外相名儀の文書の内容が、在日フランス大使館の本國宛報告書によりやく反映されるのは、四月一五日附および六月八日附の本省宛の報告書においてである。すなわち四月一五日附のジュラル大使のビション外相宛報告書は、潘佩珠に關して、追伸部分で次のごとく述べている。

〔日本〕帝國外務省からの最近の連絡によれば、Phan thi han なる人物は、文人 Phan [sic] boi Chau（范佩珠）の別名ないしは偽名に他ならないという。この人物は、警視廳からの私への通報によれば、三月八日に日本を出國したという。私の見るところ、彼は「その出國にあたって」、以前に「官憲當局によつて」實施されたところの婉曲な言い方による「シリアスな忠告」（“un sérieux avertissement” selon la formule euphémique précédemment employée）を受けたいたのみならず、さらには日本領土から退去すべしとの明確な警告（avis précis）をも受けていた模様である。

次に六月八日のジェラル大使のピション外相宛報告書⁽⁷⁰⁾においては、次のように記されている。

これら〔在留〕アンナン人の感化者・首領たる文人 Phan thi Han に關しては、三月一八日往信⁽⁷¹⁾をもって、神戸・香港へ出港したことを通報済であるが、四月中旬の日本官憲の調査によれば、この人物は Phan boi Châu と同一人物に他ならないとのことである。彼は Cong-Dé 侯の助言者にして、アンナンに流布せる革命的冊子の主要な著者である。

これらの報告においては、第一に、潘是漢が潘佩珠と同一人物であるとの日本側の情報⁽⁷²⁾が、初めて紹介されている（ただしこの事實を日本側から通報されたのは、四月中旬のこととされている）、第二に、潘是漢（潘佩珠）の國外退去は、日本當局の警告に基づくものであったとのフランス大使館の判断が、再度示されている。

潘佩珠が離日に際して放棄した『海外血書』に關しては、以上の二報告書は、それぞれ次のように記している。まず四月一五日附ジェラル大使のピション外相宛報告によれば、⁽⁷²⁾

文人 Phan thi han（潘是漢）が注文した五五〇部の石版刷冊子——これについては二月二七日附往信二〇號で閣下に通報済⁽⁷³⁾——は、石井外務次官の言によれば、その人物の出國に際して、東京警視廳により押收され（saïses）、目下警視廳に保管中、その處分は私に一任するとのことである。

さらに六月八日附ジェラル報告によれば、⁽⁷⁴⁾

私は、クロブコウスキー氏〔佛印總督〕の表明せし要望に基づき、また日本政府の當初からの申し出に従がつて、文人 Phan thi Han、別名 Pham [sic] boi Châu の注文せし石版刷冊子五五〇部の焼却を命じた。この冊子は、この人物の神戸、香港向け出發の折、東京警視廳によって押收された（saïses）ものである。その焼却は、本月七日、私の派遣せし〔佛〕大使館通譯官ガロア氏（Galais）、および〔日本〕外務省政務局書記官 Tsuchida 氏〔津田〕の立ち會いの下、〔日本〕帝國外務省においてなされた。焼却に際して、六部のみが除外され、〔それぞれ各三部ずつを〕大使館と

帝國外務省が引き取った。大使館の引き取った三部の内、一部はインドシナ總督府に回付され、一部は「バリの」外務省に送付され、残る一部は「東京の」大使館に保管されている。

つまり潘佩珠がその出國に際して残置した『海外血書』は、ひとまず東京警視廳に保管され、その處分はフランス側に一任された。在日フランス大使館は、佛印總督府の意向を聞いた上で、その焼却を日本側に要請した。焼却は實際に、日佛兩擔當官の立ち會いの下、日本外務省においてなされた。⁽⁷⁶⁾

五 潘佩珠たちの回想録と日佛當局の資料

潘佩珠の國外退去や『海外血書』の沒收をめぐって、從來のベトナム史研究者の大半は、潘佩珠のふたつの回想録、とりわけ『年表』の記述にもっぱら依據するのを常としてきた。そこで本節においては、潘佩珠さらにはその他のベトナム人の回想録における記述を取り上げ、それを日佛側の資料と照合することとしたい。

(一) まず第一に、潘佩珠の國外退去をめぐって、彼自身は、それをフランス當局の日本への働きかけの結果であったとみなしている。すなわち「獄中記」⁽⁷⁷⁾は、フランスが「日佛協約の關係上、日本政府に交渉して、わが黨の首魁引渡しと留日學生團の解散を要求し」(傍點引用者、以下同)たと述べている。同様に陳重克^{チンチョンカク}の回想録は、「フランスは『日佛商約』を締結し、日本に五千萬フランの金を貸した機會を捉えて、日本政府に對して、我が國留學生の解散、革命宣傳冊子各種の沒收、そして疆樞と潘臬南⁽⁷⁹⁾〔潘佩珠〕の追放を要求した」と述べている。ここでは「引渡し」ではなく「追放」(khua)となつてゐるが、やはりフランスによる對日要求がなされた事實を強調するものとなつてゐる。さらに疆樞の回想録は、「一九〇七年日佛協約の精神に基づいて〔中略〕、フランス人は日本政府に對して、私の引渡しと在日ベトナム學生の解散を要求した」と述べている。ここでは疆樞(私)に關してのみ言及され、潘佩珠については觸れられていないが、やはり「引渡し」(dão đi)が要求されたとしてゐる。

つまり潘佩珠のみならず他のベトナム人もおしなべて、フランス當局が、日佛協約の精神を根據として、ベトナム人命者の首魁の引渡し(81)（ないしは追放）を、日本政府に要求した、と回想しているのである。しかしこの點に關して日佛側の公的資料を参照すると、そのような事實を明示した文書は見出し得ない。日佛側の諸文書で明瞭に確認し得る事實は、フランス大使が日本外相に對して、潘佩珠や疆樞に關してその所在確認を求めたことのみである。ただし記録に残らないような形（口頭）で、フランス側が調査協力依頼以上のことを日本側に要請した可能性は、全否定できない。しかし筆者（白石）の推量によれば、この可能性は低いと思われる。なぜならば當時の日佛間には犯罪者引渡しを取り決めがなされておらず(82)、またこの間の日佛兩當局の資料を通讀することによって得られる結論では、在日フランス大使館がベトナム人問題に關して日本外務省に交渉する際には、極めて慎重かつ自重的な態度を取るのを通例としていたからである。むしろ最も蓋然性が高いと思われるのは、フランス側から調査協力の要請を受けた日本當局が、フランス側の意向を汲み取る形で、自發的に對應した、とみなすことである。ただしそのことは日本當局が、フランス側の意志に完全に服従したことを意味するわけでは、決してない。これについては本節第六項に言及する。

(二) 第二に、潘佩珠の國外退去の際に日本當局が演じた役割に關して、潘佩珠たちは次のように回想している。まず「獄中記」は(84)、「私が國人を激勵鼓吹した諸印刷物も、ことごとく日本政府に沒收せられ、私も會主オゴフイベツ疆樞オゴフイもまた迫られて、日本の國外に出でなければなりません」と述べ、『年表』は(85)、「己酉年（一九〇九年）二月、圻外オゴフイ（疆樞）と余は同時に日本政府の國外退去の令を受けた。圻外は二十四時間をもつて、余は旬日（十日間）をもつて、滯留の限度とされた。蓋し日佛協約成立の影響によるものである」と述べている。陳重克の回想録の記述も、これとほぼ同様である。(86)すなわち「一九〇九年初め、フランス植民地主義者はまた、畿外侯（疆樞）と巢南サオナム（潘佩珠）の國外追放を要求した。疆樞に對する追放令は全く突然で、一日の期限のみで退去せよというものであった。〔中略〕數日後巢南もまた日本外務省の命令に従がつて出港せねばならなかった」と述べている。

これに對して疆樞の回想録は、上述のごとく、潘佩珠の國外退去には言及していないのであるが、自分自身に關して次のように述べている。⁽⁸⁷⁾「フランス政府からの疆樞引渡し要求を受けた」日本政府は、それを完全に拒絶することはできなかったけれども、かと言ってその意のままになるわけにもいかず、結局一面においては、國際公法上私を政治犯として引渡すことはできないとしつつ、他面においては私の日本滞在をこれ以上容認しないとフランス側に約束した。そうして東京警視廳は、疆樞の身柄を拘束した時点で、日本外務省の意向を再確認し、翌日午後二時に東京を退去せしめ、「一九〇九年一月二十六日」に門司から出港せしめた、と疆樞は述懐している。

つまりベトナム人の回想録はおしなべて、潘佩珠（および疆樞）の國外退去を日本政府の強制や命令によるものであった、とみなしているのである。この點に關して、日本當局とフランス當局の言明は、本稿第四節にみたごとく、食い違っていた。すなわち日本外務省側は、日本當局の強制によるものではなく、あくまでも潘佩珠が自發的に退去したのであるとの立場を取り、これに對してフランス大使館側は、潘佩珠の離日を、日本當局の強い壓力（警告）によるものであったと判斷していたのである。

この點に關しての筆者（白石）の推測を示せば、日本當局によるなんらかの強い勸告ないしは警告が、潘佩珠に對して與えられたものと思われる。その論據に關しては、次の第四項以下に述べることにする。

(三) さて第三に、上（第二項）に引用したごとく、潘佩珠と陳重克の回想録は、潘佩珠に對する日本政府の國外退去令が、疆樞に對する退去令と同時に、出されたと述べている。ただし日佛側の文書で見ると、⁽⁸⁸⁾實際には潘佩珠の離日（三月）と疆樞の離日（二月）の間には半年以上の隔りがある。このような事實にもかかわらず、潘佩珠たちがなぜ「同時」であったと述懐しているのか、その理由は不明である。

(四) 次に第四點として、上（第二項）に引用した潘佩珠と陳重克の回想録を見ると、國外追放にあたって疆樞と潘佩珠に許された猶豫期限は、それぞれ一日（二四時間）と數日（ないしは十日間）であつたと記されている。本稿においては疆樞

の場合については省略⁽⁸⁹⁾、ただ潘佩珠の場合についてのみ検討する。この問題に關し、日本側は公式には、あくまで潘佩珠が自發的に退去したとの立場を取っているので、猶豫期間について言及している筈がない。またフランス側も、日本側からなんの正式の連絡も受けていなかったわけだから、當然猶豫期間などの具體的な内容を知っていた筈がない。つまり現實に日本當局が潘佩珠に對して退去命令ないしは勸告を與えたのが事實であつたとしても、それに猶豫期間が附されていたか否か、附されていたとしてその内容はどのようなものであつたのかを、日佛側の資料から直接確認することはできない。

そこで以下に筆者の推測を示すこととする。本稿第三節に見たごとく、日本官憲當局は二月二三日に潘佩珠に對して『海外血書』の國外送付の中止を勸告した。ここで問題としたいのは、その時に潘佩珠が官憲當局に示した態度である。警視廳の報告によれば、彼はその時『海外血書』の發送の中止を了承しはしたものの、「我々ハ亡命者ナル一ヨリ、日本國ノ保護ヲ受クルヨリ外途ナキモ、本國ノ情勢ハ實ニ心外ナルニヨリ、今後モ本國人教育ノ爲メ、出版物ヲ本國ニ發送シタキ希望ナリ」と當局に陳述している⁽⁹⁰⁾のである。

このような彼の發言に對する日本側當局の反應は、警視廳側には記載されていないが、恐らくは強い調子による警告を發したものと思われる。あるいはこの時に既に、彼に對して國外退去を促す警告が與えられたのかも知れない。實際日本官憲當局は二月二三日以後二六日以前の時点で、殘留ベトナム人全員を召喚し、今後一切革命宣傳活動を行なわないよう嚴重な警告を與え⁽⁹¹⁾、また二月二六日に小村外相はジェラル大使に對して、「以上の警告が充分ではなく、あるいはまたこの警告にもかかわらず、彼ら〔アンナン人〕が日本の善意を惡用し續けようとする場合に備えて、〔日本〕帝國政府としても、決定的な處置を執る權利を保留している」⁽⁹²⁾（傍點白石）と表明しているのである。

日本當局は既にこの時点で、潘佩珠に對してそのような「決定的な處置」を（恐らくは非公式に）發動していたと考えるべきであろう。なぜならば彼は、既に『海外血書』なる「危激ノ印刷物」⁽⁹³⁾を出版した前歴を持ち、また今後も同種印刷物

の出版を繼續する意志を明言していたからである。そうして彼は現實に、それから十日程後の三月八日には、東京を去つて横濱から出港した。

以上の経緯から推測するに、日本當局は二月二三日ないしはそれから數日以内に、潘佩珠に對して國外退去の警告を（非公式に）發し、その期限をおおよそ十日間と定めたものと考えられる。

(四) 第五に、『海外血書』の押收問題について検討してみよう。この問題に關して陳重克の回想録は、本節第一項に引用したごとく、フランスが日本政府に對して「革命宣傳冊子各種の沒收」を要求したと述べている。この點について日佛側の資料を見ると、フランス側から日本當局に對してなんらかの意志表示があつたことは確かである。しかしその意志表示の内容が果して、問題冊子の沒收要請であつたのか、それとも同冊子の國內發送中止勸告や今後の同種出版活動の禁止警告に關する依頼であつたのかは、直ちに斷定し難い。⁽⁹⁵⁾

次に潘佩珠の「獄中記」は、⁽⁹⁶⁾「私が國人を激勵鼓吹した諸印刷物も、ことごとく日本政府に沒收せられ」た、と簡単に述べているのみである。

これに對して潘佩珠の『年表』の記述は、はるかに詳細である。沒收問題についての記述を見る前に、まず『海外血書』の印刷に關して述べた部分を紹介してみよう。ただしその時間的前後關係を明確にするために、『年表』のかなり長文の數段落を、適宜要約しつつ、以下には大意のみを示す。⁽⁹⁷⁾——戊申（一九〇八年）多十月の學生解散と公憲會（在日學生組織）消滅の後、私は全亞諸亡國志士との連絡および（ベトナム國內への）⁽⁹⁸⁾革命主義の宣傳に専念することとした。淺羽喜太郎⁽⁹⁹⁾よりの援助金を得た後、私は宣傳活動の一環として、『海外血書』（漢文、舊體國文、⁽¹⁰⁰⁾新體國文の三部構成）三千部や『越南史考』⁽¹⁰¹⁾、『陳東風傳』を印刷した。——

次に『海外血書』の沒收事件に關して、『年表』は次のように述べている。⁽¹⁰³⁾「戊申年（一九〇八年）に印刷した『海外血書』三千部は、未だ〔國內へ〕發送しないうちに、日本政府によって悉く沒收され、法國駐日大使館の庭前において燒却さ

れた。幸い没收の十分前に密友の急告に接し、駆けつけて僅かに百五十部のみを持ち出すことができた」。

以上の潘佩珠の記述を日佛側の文書と比較すると、⁽¹⁰⁴⁾『海外血書』が漢文、字喃、^{チナム}字國語の三部構成より成っている點では合致しているが、その印刷部數（日佛側資料によれば五五〇部、⁽¹⁰⁵⁾『年表』によれば三千部）に關しては食い違っている。次に同冊子の没收の時期に關して、日佛側は潘佩珠の國外退去時のこととしているのに、潘佩珠はそれ以前の事件としている。また日佛側資料によれば、印刷した部數（五五〇部）の大半が日本側に押收されたとしているのに對して、潘佩珠は没收の直前に百五十部を持ち出し得たとする。また没收冊子の處分に關して、それが燒却されたという點について雙方の記述は合致しているが、その燒却場所に關しては食い違っている（『年表』によればフランス大使館庭前、日佛側資料によれば日本外務省）。

以上のごとき食い違いの大部分は、日佛側資料における記述を妥當とみなすべきである。ただし没收の時期に關してのみは、潘佩珠の回想の方が妥當であるとみなすべきであろう。すなわち日本官憲當局は、二月二〇日段階で『海外血書』の印刷が翌二一日に完成することを察知している。恐らくは二一日の當日には、同冊子は官憲當局の事實上の差し押さえ状態に置かれ、二三日の潘佩珠本人に對する發送中止勸告の際に、事實上押收されたのではないかと思われる。なぜならば二月二三日に當局が發送中止を勸告しておきながら、いったん潘佩珠の手に該冊子をゆだね、再び三月八日の彼の日本退去の折に押收したと考えるのは、極めて不自然だからである。

(六) さて以上に、潘佩珠たちベトナム人の回想録と日佛側資料の間の異同關係を検討してきた。具體的な事實の一端に關するこのような吟味は、事實關係の確定のために必須の作業である。しかし本節で検討すべき問題は、これだけにとどまらない。ベトナム人たちの回想録と日佛側の資料とを對照させることは、また雙方の立場や見解を相互に照らし出すことを可能とするのである。

上に検討してきたごとく日佛側の資料には、⁽¹⁰⁶⁾潘佩珠の國外退去や『海外血書』の没收問題をめぐって、フランス當局が

對日要求を行なったことを示す文書は、ほとんど残されていない。このことは記録に明示されているごく一部の限定的な事項（潘佩珠たちに對する調査協力要請、宣傳冊子をめぐっての對ベトナム人警告要求、押收後の該冊子の焼却要請）を除いては、フランス政府による對日要求がなされなかった事實を物語っているのか、あるいは記録に残されない形での（極めて非公式の）要求がなされた事實を物語っているものと思われる。

次に日本當局による對應に關して見ると、日本側の文書は潘佩珠の國外退去を本人の自主的行動であると強調し、他方フランス側の文書は日本當局によつて退去を強制されたとみなしている。他方『海外血書』の沒收に關しては、日佛雙方の記述は合致している。ただしその沒收の時期について、日本當局の報告は、潘佩珠の離日（三月八日）の際に、官憲當局の「注意」によつて彼が同上冊子を残置したので、當局がこれを保管したと述べている。しかし筆者（白石）の推論に基けば、日本官憲當局は二月二一～二六日の時點で、既に同冊子を事實上差押えないしは押收していたのである。しかも他方において日本外務省は、フランス大使館に對して、問題の冊子が「非賣品」であるので現行法規上沒收の措置は取れない、と説明している。つまり日本當局は、在日ベトナム人問題に關して當局が強制などの強力な介入を行なった事實を、隱蔽（少なくともフランス側に對して秘匿）しようとしていたとしか思われないのである。

また上述したごとく潘佩珠と潘是漢の同定問題に關しても、日本はそのことを二月初旬の時點で既に察知していたにもかかわらず、潘佩珠の退去（三月八日）後の三月一九日になるまでフランス側に通知しなかった。しかも『海外血書』の印刷問題に關しては、二月の時點では潘是漢の名前にすら言及していなかったと思われる。

日本側のこのような一連の態度について、ここで筆者の見解を若干附しておきたい。日本當局者は、一面において、在日ベトナム人の反佛活動をこれ以上默認し続けることは、對佛外交上得策でないと判斷した。しかし他面においては、潘佩珠たちをフランス當局に引渡すとか、彼らの活動に公然と干渉する事態が生ずるのを、なるたけ回避しようとした。日本當局は、潘佩珠たちに非公式に壓力をかけることによつて、あくまでも彼ら自身が自發的な意志に基づいて宣傳冊子の

發送を中止したり、日本から退去したのであるとの建前を取ろうとした。さらに潘佩珠が無事に日本を離れたのを確認してから、初めてフランス當局にその事實を通報した。

つまり日本當局は、フランスに對しては、在日ベトナム人問題に關して精一杯の協力をしているとの建前を取りつつも、他面においては潘佩珠たちに對して、ある種の「恩情」を示しているのである。ただし日本當局の示したこのような「恩情」は、ベトナム人に對する共感や同情に發したものであったとみなすよりは、恐らくは彼らベトナム人の背後にあった犬養毅や東亞同文會に對する、ある種の「遠慮」に根ざしたものであったのではないかと思われる。この點については、さらに別稿において再度検討することとした。⁽¹⁰⁹⁾

さて次にベトナム人の側の回想錄における記述について、検討を加えることとしたい。本節冒頭に紹介したごとく、ベトナム人の回想錄は、おしなべて日佛協約の成立を重視し、同協約の精神に基づくフランス政府の對日要求、それを受けての日本政府の對ベトナム人諸施策を、一連の因果關係の中で捉えている。彼らベトナム人は當然のことながら、日佛兩當局のそれぞれの部内資料や兩者間の交換文書を、知る立場にはなかった。その意味で彼らは部外者である。それとともに彼らは、一連の事件の被害者でもある。そのような事情が重なって、彼らが一連の事件を上述のごとき因果關係の中で捉えることとなつたのである。

ただしベトナム人同志の間にも、若干のニュアンスの相違がある。すなわち在日ベトナム人をめぐつての日本とフランス兩國の關係について、潘佩珠は日佛の結託・協調を力説し、日本當局をフランス政府と同一レベルで斷罪する傾向が顯著である。⁽¹¹⁰⁾これに對して陳重克や彊樞は、フランス政府の強硬な對日要求と、それに對する日本政府の躊躇および不承認の受諾とを、對照的に論ずる傾向が顯著である。⁽¹¹¹⁾

もっとも陳重克と彊樞に共通するそのような認識も、日本當局の躊躇の理由づけに關しては、微妙に食い違っている。すなわち陳重克は、日本當局の逡巡を、一面において日露戦後の財政不足のためフランス側の條件を呑む必要があつた事

情、他面においてはベトナムに對する「野心」(dục vọng)のゆえにベトナム人を支援する必要があったという事情、そのふたつの事情の相克に求めている。⁽¹¹²⁾ 他方疆樞は、一面における日露戦後の財政不足、他面における「同文同種」(đồng văn đồng chủng)のよしみ(ないしは義侠)の間の相克として捉えている。⁽¹¹³⁾

このような三者三様の認識の相違は、東遊運動瓦解期およびそれ以降の三者それぞれの歩んだ道の相違を反映したものである。すなわち潘佩珠は(恐らく運動瓦解以前より)日本をフランス植民地主義と同列の「敵」とみなし、逸早く日本を見限った。⁽¹¹⁴⁾ これに對して陳重克は、運動瓦解後も暫らくの間、柏原文太郎たちの助力によって日本に残留して勉學を續けたが、やがては日本を退去し、日中戦争期には蔣介石政府の側に與した。⁽¹¹⁵⁾ 他方疆樞は、一九〇九年にはいったん日本からの退去を餘儀なくされ、中國、シアム、歐洲などを轉々とした後、一九一五年には再度來日し、犬養毅など日本人の庇護を受けつつ、太平洋戦争期間中も日本に留まり續けて、親日派ベトナム人の糾合に努めたのである。⁽¹¹⁶⁾

おわりに

本稿においては、潘佩珠の日本からの退去到る経緯を、日佛越の一次文獻を照合しつつ、多角的に検討してきた。それによれば佛印當局は、一九〇八年のベトナム國內における革命運動の高揚、さらに直接的には同年一〇月末の「ジュール・シェウ事件」を契機として、國內の東遊運動支援組織や父兄に對する彈壓を開始した。他方在東京のフランス大使館は一九〇九年一月、日本外務省に對して在日ベトナム人の所在確認を要請した。この要請を受けた日本當局は、程經ずして潘佩珠の所在を確認し、さらにやや遅れて彼が革命宣傳冊子を準備中である事實を察知した。しかし日本外務省は、潘佩珠日本滞在の事實をフランス側に伏せたままにしておいた。また『海外血書』については、そのことをフランス側に通報したものの、その印刷責任者名は明らかにしなかった。この間に日本當局は、潘佩珠に對して該冊子の國外發送斷念を説得した。また恐らくこれと同時に、彼に對して速やかに(十日間程で)國外に退去するよう、非公式に要求した

ものと思われる。またこれと併行して、残留ベトナム人一同に對しては、フランス大使館側の要請に應ずる形で、爾後の革命宣傳活動の禁止を警告した。かくして潘佩珠は三月八日、日本を退去した。そうしてこの時點以後になって初めて、日本當局はフランスに對して、『海外血書』の著者が實は潘佩珠であり、彼が既に離日した事實を通報したのである。なお『海外血書』は、恐らく發送中止勸告のなされた時點で、日本當局による事實上の差押えないしは押收狀態に置かれていたものと思われ、その後潘佩珠の離日に至って、フランス側にその處分が一任された。フランス大使館は、佛印當局の意向を打診した上で、その焼却を日本側に要請した。同冊子は日佛擔當官立會いの下、日本外務省において焼却された。さらに本稿第五節においては、ベトナム人の回想録の記述を日佛側の資料と照合するとともに、日佛越各資料の執筆者のそれぞれの立場や視點を検討した。

本稿で検討した様々なことがらは、東遊運動の終焉や、潘佩珠その他のベトナム人の對日觀、當時の日佛關係や日本とベトナム民族運動の關係などについて、今後論議を深化させていくために必要不可欠なものである。これらに關しては、本稿註一に示した筆者の一連の論稿の中で、それぞれのテーマごとにさらに検討されることとなろう。

註

- (1) 本稿以外に次のような一連の論稿を發表する。白石「一九八七」、白石〔近刊a〕、白石〔近刊b〕、白石〔近刊c〕。
- (2) わずかに長岡「一九六六」、川本「一九八一」が外交史料館文書を参照している。しかしいずれも萬全のものとは言えない。
- (3) 潘佩珠の回想録としては、潘佩珠「獄中記」および『年表』(TP, NB)。他に彊樞の回想録とつづ CD, 陳重克の回想録とつづ TTK. 彊樞(Cường Đê, 1882-1951)は王族の一員であって、潘佩珠によって盟主に推戴され、一九〇六年に渡日。陳重克(Trần Trọng Khắc, 1884-1965)は別名陳有功(Trần Hữu Công) 本名阮式庚(Nguyễn Thức Canh)、潘佩珠と同郷のゲアン省出身、一九〇五年一月に來日している。
- (4) 白石「一九八七」第二節。
- (5) 彊樞については註(3)参照。
- (6) 白石「一九八七」第二節。

- (7) 同右。なお日本側は、日本にベトナム人學生が全く存在していないと言っているのではない。
- (8) 兩事件の概容に關しては、Trần Huy Liệu [1957] pp. 149—171; Trần Huy Liệu et al. [1958] pp. 59—105; Marr [1971] ch. 8; Duiker [1976] pp. 49—50; 白石 [一九七六]。なお中圻とはアンナン（中部ベトナム）のこと。他の二地方は北圻（トンキン）、南圻（コーチシナ）である。
- (9) 白石 [一九八七] 第一節。
- (10)(11) 白石 [近刊 a] に、同事件の全容を詳述。
- (12) 「獄中記」一四〇—一四一頁、CD pp. 30—31; TTK pp. 30—31。
- (13) 『年表』(TP pp. 103—105; NB pp. 97—101)。⁹ なお白石 [近刊 a] を併照。
- (14) 「獄中記」一四〇—一四一頁。
- (15) この點に關して詳細は白石 [近刊 a] および白石 [近刊 a]。⁹
- (16) 『年表』(TP p. 103; NB pp. 98—99); CD pp. 26, 30; TTK p. 29。
- (17) 外交史料館資料 A 六、七、〇、一、一、一、一 第一卷所收の一九〇九年一月二六日附警視廳報告乙祕第二三三號。
- (18) 註(15) 參照。
- (19) RE: NS, IC 3 所收の一九〇九年二月二五附フランス植相のビション外相宛書簡には次の如く述べられている。「インドシナ總督からの最近の電報によれば、二一三〇歳の一六人のアンナン人が、日本よりサイゴンに歸國したとい

う。〔中略〕日本から香港までの乗船券は、日本人視學官 (un fonctionnaire Japonais Inspecteur des Ecoles) が、東京で彼らに無料で提供したものである。〔中略〕クロボウスキー〔佛印總督〕は、この件について、これら青年の歸國は我々の政策にとって好ましい兆候であると評價し、この兆候をさらに促進するために、依然として國外に非合法に滞在するアンナン人たちが、懸念なく歸國し得るような好意的措置を検討中という。この文中にある日本人視學官とは實際には、大養毅(元文相)のことであり『年表』(TP p. 107; NB p. 103); TTK p. 43) 大養の斡旋によって日本郵船から香港までの乗船券を支給された在日學生の第一陣が、この時にサイゴンに到着したものであることがわかる。

- (20) 註(15) 參照。
- (21) 「獄中記」一四一頁。
- (22)(23) 白石 [近刊 a] および白石 [近刊 b] に詳細檢討。
- (24) 外交史料館上述資料および RE: NS, IC 3 に所收。なおこの時フランス大使側は、佛印總督府が入手し轉送してきた『普語六省文』(潘佩珠執筆の冊子)をも、日本側に渡している。
- (25) 例えば外交史料館前掲資料所收の一九〇八年二月五日附警視廳報告乙祕第一二六號によれば、日本官憲當局は「大養毅カ安南王族(暹羅ナランカ)ヲ伴ヒ歸朝ノ實否ニ關シ精査」し、東亞同文會幹事柏原文太郎(大養の腹心)に問い合わせたりしている。この時の調査においては確定的な結論を得られなかったが、少なくともこの時點までに、日本の官憲當局

が強権の日本滞在に關する何んらかの情報を入手していたことが窺われる。さらに同年八月七日には内務省から外務省に、在日アンナン人阮雙山 (Nguyễn Tuát Sơn) なる者の書狀が回付されている。この書狀は戊申四月一日附 (一九〇八年五月九日) で、明治天皇や各大臣に宛てて書かれたもので、その内容は、フランスの壓政と搾取の苛酷なることを訴え、日本に救援を求めるものであった。なおこれらの情報は、日本側當局者内部に留め置かれ、フランス側に通知されることはなかった。

- (26) 同右資料所收の一九〇九年一月一八日附小村外相の平田内相宛書簡および一九日附岡田警視廳主事の倉知外務省政務局長宛書簡。

- (27) 同右資料所收、乙祕第二五三號。

- (28) 同右資料所收、乙祕第三三六號。

- (29) 同上二報告によれば、潘是漢は、清國廣東省人姚成功、清國人陳某、あるいは范振淹と稱して、東京市内を轉々としている。警視廳報告は、彼の一九〇七年五月六日以降の寄宿先を、(斷續的ながら) 列舉している。

- (30) 鄧秉誠 (Dương Bì Thanh) は、潘佩珠の『年表』(TTP p. 105; NB pp. 100—101) によれば、一九〇八年に連絡員としてサイゴンに歸國させた南圻 (コーチナ) 出身者二名の内の一人であった。彼らの逮捕をきっかけとして、上述の「ジルベール・シェウ事件」が生じたのである。

- (31) その見本二部が二月二日報告に添附されて、警視廳から外務省側に回付されている。なお潘佩珠の著作目録とその簡單

な解題は、川本 (一九六六)。

- (32) 潘是漢 (Phan Thi Han) は實際、潘佩珠の別號であった。

- (33) 外交史料館前掲資料所收の小村外相名儀ジェラール大使宛書簡と添附覺書 (いずれも邦文下書き)、および RE: NS, IC 3 所收の一九〇九年二月一〇日附ジェラール大使のピン・外相宛報告書と別添の日本外務省覺書 (佛文)。

- (34) 註(29)参照。

- (35) これについての筆者なりの推測は本稿第五節第六項に言及。また白石〔近刊 a〕、白石〔近刊 b〕、白石〔近刊 c〕を参照。

- (36) RE: NS, IC 3 所收 (註(33)参照)、本省三月二日接受。ほぼ同一の報告書をジェラール大使は、二月一二日附で佛印總督にも送付している (同上資料所收)。

- (37) 二月二日附警視廳報告では二〇名となっていたが、その後三名が離日したのである。

- (38) RE: NS, IC 3 に所收。

- (39) 註(19)参照。

- (40) “réformistes” なる呼稱は、この時期の極東問題に關して言えば、中國革命黨 (réformistes chinois) を指すのに用いられていた。“réformistes annamites” という表現は、それとの連想で用いられたものと思われる。

- (41) 南圻青年の渡日は、一九〇七年末頃より開始されたのである。白石〔近刊 b〕。

- (42) この植相書簡の内容は、三月三日附でバリの外務省から東

京のフランス大使館に轉送された (RE: NS, IC 3) に所収。しかし同一情報、それ以前に、佛印總督府から在日大使館宛に直接送付されていたものと思われる。

- (43) 外交史料館上掲資料所収。外務省 (政務局) はこれを二日に接受している。なお以下の引用に際しては、句讀點を補うとともに、適宜改行を變更してある。

- (44) とともに外交史料館同右資料に所収されている。原本は原漢文とともに、字喃および字國語の譯文の三部より構成されている。その奥附によれば、原漢文の著者は菓南子潘佩珠、字喃文譯者は希南子黎岱、印刷のための淨書は潘伯玉、印刷者は日本東京神田關根金彌、發行日は陰曆己酉年一月十五日、陽曆一九〇九年二月五日、再版、非賣品となっている。また日本當局による假邦譯文の方は、警視廳の用箋に墨書されている。

- (45) 外交史料館同右資料に所収 (下書草稿)。

- (46) 同右資料に所収 (下書草稿)。その内容は、二月八日に小村外相からジェラルル大使に通報された内容とはほぼ同じである。

- (47) この情報は既に二月二日以来、日本外務省からジェラルル大使に通報されていたので、當然ジェラルル大使からビシヨン外相に對して報告されていると、日本側は判斷していたのである。

- (48) RE: NS, IC 3 に所収 (佛文)。なおこの覺書は、二月八日に小村外相からジェラルル大使に傳達された内容をも併せて、一括報告している。この覺書のコピーは、フランス外務

省から植民省側に四月二六日附で回付されている。

- (49) 同右資料に所収。パリの本省の接受は三月二三日。

- (50) 外交史料館上掲資料所収の一九〇九年一月一四日附ジェラルル大使からの小村外相宛覺書に言及。

- (51) 註(44)参照。潘伯玉 (Phan Ba Ngoc)。

- (52) 殘留ベトナム人の氏名と住所の一覽表は、二月八日に小村外相からジェラルル大使に傳達された報告書に含まれている。それは、ジェラルル大使の二月一〇日附ビシヨン外相宛報告書の添附資料として本國に送付されている。

- (53) その調査報告書は、このジェラルル大使報告書の添附資料として、同時に本省に送付されている。

- (54) 註(52)に示した小村外相の報告書のこと。

- (55) 外交史料館上掲資料所収。外務省の用箋に墨書。

- (56) 同右資料所収。警視廳用箋に墨書。なおその日附に關しては、文面中に「昨二十三日」とあることより推して、二月二四日と推定される。引用に際しては句讀點を適宜補った。

- (57) 同右資料所収 (その封筒も添附)。

- (58) 同右資料所収、乙祕第七六九號。

- (59) 同報告書自體は謄寫版刷りであつて、同一文が二通同右資料に收められている。ペン字書き込みは、その内の二枚目のコピーに附されている。

- (60) 同右資料に所収 (下書草稿)。

- (61) 同右資料に所収。

- (62) 『新民叢報』第三年一九號 (光緒三十三年三月五日、明治三十八年四月一九日附) に掲載の「飲冰室自由書、記越南亡人之

言」。

- (63) 外交史料館上掲資料中に、その邦文原案が残っている。
- (64) 同右資料に所収(下書草稿)。
- (65) *RE: NS, IC 3* に所収。なおこの栗野大使の覺書のコピーは、五月一日に佛外相から佛内相に回付されている。
- (66) 本稿一五九頁および註(48)参照。
- (67) *RE: NS, IC 3* に所収。四月八日にバリの本省接受。
- (68) 原文に漢字表記も併記されている。
- (69) *RE: NS, IC 3* に所収。五月二六日にバリの本省接受。なおこれとはば同文の報告が、同じく四月一五日附でジェラル大使から佛印總督にも送付されている(同上資料所収)。
- (70) 同右資料所収。七月二三日にバリの本省接受。同コピーの佛外相から佛植相への回付は、七月二九日。
- (71) 本稿一六六頁および註(67)参照。
- (72) 註(69)参照。
- (73) 本稿一五九頁および註(49)参照。
- (74) 註(71)参照。
- (75) 註(69)に示した様に、四月一五日には問合せの書簡が、在日大使館から佛印總督府に送付されている。
- (76) 『海外血書』の押收以降、焼却處分に至る経緯について、外交史料館の方には、それを記した文書は保管されていない。ただし後述のごとく、潘佩珠の『年表』には関連した記述がある。

- (77) 「獄中記」一四一頁。
- (78) *TTK* p. 36.

- (79) 巢南(Sào Nam)は潘佩珠の號。

- (80) *CD* p. 31.

- (81) 白石〔近刊a〕に検討。

- (82) 日佛間にこの種の取り決めがなされた時期は未調査だが、*RE: NS, JP 22* には、一九一二年六月二〇日附の内田外相のジェラル大使宛「フランス國の提案せる犯罪者引渡し條約(ひょうぎ)」(Concernant le traité d'extradition dont le projet a été proposé par la France)などの文書があり、この時期に結ばれたものと思われる。

- (83) 白石(一九八七)第二節および白石〔近刊a〕に詳説。

- (84) 「獄中記」一四一頁。

- (85) 『年表』(*TP* p. 128; *NB* p. 124)。

- (86) *TTK* pp. 43—47.

- (87) *CD* pp. 30—35.

- (88) 本稿第四節、および白石〔近刊a〕、白石〔近刊b〕、白石〔近刊c〕。

- (89) 白石〔近刊c〕において詳しく検討する。

- (90) 本稿第三節一六二頁。

- (91) 本稿第三節参照。

- (92) 本稿第三節一六〇頁。

- (93) 本稿第三節一六二頁に引用した警視廳報告書における表現。

- (94) 本稿第三節参照。

- (95) ただ一點氣に懸るのは、日本政府がフランス大使館に對して、同冊子が「非賣品」であるので現行法規上、それを押収

することはできない、とわざわざ断わっている事實である（本稿第三節一五九—一六〇頁に引用した三月三日附小村外相發栗野大使宛書簡および二月二七日附ジャール大使發ビション外相宛書簡）。この事實は、フランス大使館から沒收の要請が實際になされ、これに對して日本外務省が否定的な回答をなしたことを示唆しているとも考えられる。ただし日本外務省が、フランス大使館の意向を聞く以前に、沒收措置は不可能であるとの見解を、豫め提示したのとも考え得る。

(96) 「獄中記」一四一頁。

(97) 『年表』(TP pp. 120—123; NB pp. 117—120)。

(98) この間の経緯については詳細は、白石〔一九八一 a〕、白石〔一九八一 b〕、白石〔一九八二 a〕、白石〔一九八四 a〕。

(99) 正しくは淺羽佐喜太郎。

(100) 字喃のこと。

(101) 字國語のこと。

(102) 正しくは『越南國史考』。

(103) 『年表』(TP p. 124; NB p. 120)。

(104) 本稿第三、四節参照。

(105) なおこの時の『海外血書』は、本稿註(44)にも示したごとく「再版」である。『海外血書』が初めて出版されたのは、一九〇七年のことであり、かつ雑誌『雲南』第四、五號に連載される形を取った(白石〔一九八一 a〕四八—五二頁)。

(106) (107) (108) 本稿第二—五節参照。

(109) 白石〔近刊 a〕、白石〔近刊 b〕、白石〔近刊 c〕。

(110) 白石〔一九八一 a〕、白石〔一九八一 b〕、白石〔一九八二

a〕。

(111) (112) (113) TTK p. 36; CD pp. 31, 95.

(114) 註(110)参照。

(115) TTK pp. 43—99; CD pp. 31—34.

(116) CD pp. 35—140; 白石〔一九八二 a〕、白石〔一九八四 a〕。

引用文獻

CD; Cường Dê 1957 *Cuộc Đời Cách Mạng Cường Dê*,

pub. by Tráng Liệt (?), Saigon.

Duiker, William 1976 *The Rise of Nationalism in Vietnam, 1900—1941*, Cornell University Press, Ithaca.

外交史料館 A六、七〇——「佛國內政關係雜纂、屬領關係、印度支那關係、安南王族本邦亡命關係」。

「獄中記」：潘佩珠 (Phan Bội Châu) 一九六六「獄中記」長岡新次郎・川本邦衛編譯『ヴェトナム亡國史他』平凡社、東京、所收。

川本邦衛 一九六六「潘佩珠著作解題」長岡新次郎・川本邦衛編譯、前掲書、所收。

一九八一「東遊運動の挫折」山本達郎博士古稀記念論叢編集委員會『東南アジア・インドの社會と文化』上 山川出版社、東京、所收。

Marr, David 1971 *Vietnamese Anticolonialism, 1885—1925*, University of California Press, Berkeley.

長岡新次郎 一九六六「日本におけるヴェトナムの人々」長岡

新次郎・川本邦衛編譯、前掲書、所収。

『年表』: Phan Bội Châu

漢文手稿 『潘佩珠年表』 (在パリ Hoàng Xuân Hãn 氏所蔵本)

1956 TP: *Tự Phán*, (tr. by Anh Minh), N. X. B. Anh Minh, Huế.

1957 NB: *Phan Bội Châu Niên Biểu*, (tr. by Phạm Trọng Diêm & Tôn Quang Phiệt), N. X. B. Văn Sử Địa, Hanoi.

RE: Archives Diplomatique, Ministère des Relations Extérieures (Paris)

NS, IC (Nouvelle Série, Indochine) 3 "Personnalités Indochinoises, Princes-Agitateurs II, 1909-1917."

NS, JP (Nouvelle Série, Japon) 22 "Politique Etrangère, Relations avec la France V, 1911-1917."

白石昌也 一九七六 「一九〇八年ベトナム中圻農民運動——三文献より見たる」『東南アジア——歴史と文化』第六號。

一九八一 a 「滞日期のファン・ボー・チャウ(ベトナム)と雲南省活動家の交流」『東洋文化研究所紀要』八五冊。

一九八一 b 「東遊運動期のファン・ボー・チャウ——渡日から日・中革命家との交流まで」永積昭編『東南アジアの留学生と民族主義運動』巖南堂書店、東京、所収。

一九八二 a 「明治末期の在日ベトナム人とアジア諸民族連攜の試み——『東亞同盟會』なづきは『亞洲和親會』をめぐる」『東南アジア研究』二〇巻三號。

一九八二 b 「ベトナム復國同盟會と一九四〇年復國軍蜂起について」『アジア經濟』二三巻四號。

一九八四 a 「ファン・ボー・チャウ(ベトナム)と宮崎滔天・孫文との日本における接觸」大阪外國語大學タイ・ベトナム語學科『タイ・ベトナムと日本』大阪。

一九八四 b 「チャン・チョン・キム内閣設立(一九四五年四月)の背景——日本當局の對ベトナム統治構想を中心として」土屋健治・白石隆編『東南アジアの政治と文化』東京大學出版會、東京、所収。

一九八七 「東遊運動(ベトナム)をめぐる日佛兩當局の對應(一)」『大阪外國語大學學報(文化編)』第七三號。

近刊 a 「東遊運動(ベトナム)をめぐる日佛兩當局の對應(二)」『横濱市立大學論叢(人文科學系列)』掲載豫定。

近刊 b 「所謂『シルベール・シエウ事件』をめぐる——東遊運動とその周邊」『東洋文化研究所紀要』掲載豫定。

近刊 c 「疆樞の國外退去をめぐる——在日ベトナム人東遊運動の終焉(二)」『南方文化』掲載豫定。

Trần Huy Liệu 1957 *Lịch Sử Tâm Mươi Năm Chống Pháp*, vol. 1, N. X. B. Văn Sử Địa, Hanoi.

Trần Huy Liệu et al. 1958 *Tài Liệu Tham Khảo Lịch Sử Cách Mạng Cận Đại Việt-Nam*, vol. 3, N. X. B. Văn Sử Địa, Hanoi.

TTK: Trần Trọng Khắc 1971 *Năm Mươi Bôn Năm Hải Ngoại*, pub. by the author (?), Saigon.

the CCP members of the Whampoa Academy arranged Sun Yat-sen's revolutionary policies into three items that Chiang himself could not help but acknowledge and called them the "Three Cardinal Policies."

That is to say, this new name was a historic term that was produced by the Nationalist Revolution itself that came greatly to influence later history. Therefore, it is a mistake to say that it was unrelated to the thought of Sun Yat-sen. Moreover, it is probably not accurate to regard the policy as having existed before the beginning of the United Front period.

PHAN BỘI CHÂU'S LAST DAYS IN JAPAN —The Final Stage of the Vietnamese Visit-to-the-East Movement of the Early 20th Century

SHIRAISHI Masaya

This is a part of a series of my papers concerning the final stage of the Vietnamese students' movement in Japan in the early 20th century. In this paper, I intend to analyze the following points, using Japanese and French official documents as well as Vietnamese memoirs: (1) how the French authorities discovered that Phan Bội Châu was staying in Tokyo; (2) what and how the French required of the Japanese government concerning him; (3) how the Japanese responded to it; and (4) what attitudes Phan Bội Châu showed against the Japanese and the French authorities.